

「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い（案）」へのコメント提出について

標記については、下記のとおりコメントを提出いたしますのでよろしくご査収ください。

記

1. コメント

監査役設置会社における役員賞与については、各会社が商法第281条に基づき支給することを意思決定する場合は、原則として、費用として会計処理するのではなく、利益処分により、株主総会決議時又は支給時に未処分利益の減少として会計処理すべきこととしていただきたい。

2. コメントの理由

企業会計基準委員会は、「基本的に役員賞与は、未処分利益の減少ではなく、発生時に費用として会計処理することが適切である」とし、その理由として、役員賞与が、①職務執行の対価であること、②報酬と賞与の区別が相対的なものに過ぎないこと、③役員報酬と役員賞与はともに株主総会における決議を経ている点で相違がないこと、を挙げている。

これらは、役員退任慰労金を「商法第269条の報酬（以下「報酬」）」とする場合の論理と基本的に同じであるが、そもそも退任慰労金であっても、商法上無条件に「報酬」とはされていない。

最高裁の判例をみると、役員に対する退職慰労金は、その在職中における職務執行の対価として支給されるものである限り、という条件で「報酬」とすることを認めている。

「すなわち、最高裁は、役員に対する退職慰労金の性質を一律に断定しないで、役員に対する退職慰労金は、その在職中の職務執行の対価であるときは、「報酬」に含まれると解し、退職慰労金が在職中の職務執行の対価であるか否かは事実認定の問題としているのである。（「役員報酬の法律と実務」味村治、品川芳宣共著 商事法務研究会 P128）」

したがって、役員賞与についても、利益処分とするのか、「報酬」とするのかは、経営者の意思決定の問題であり、それが、株主総会で承認されれば、双方ともに適法な支給になるのであって、企業会計基準委員会が提示しているような一律的な性格の付与には疑問がある。

以上を踏まえると、役員賞与は、実質的には業績連動型の報酬としての性格を持っていたとしても、「報酬」を超えるものという認識のもと、利益処分として処理されてきたと考えられるため、各会社がこの事実認定のあり方を変えない限り、会計基準の設定だけを以って、会計処理を変えることはできないと考えられる。

以 上

コメントの提出者 菊岡 将文（きくおか まさふみ）
関西電力株式会社 経理室 勤務